

町民体育館使用料

利用区分			1時間当たりの使用料	
アリーナ	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合		2,500円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		5,000円
	部分利用	アマチュアスポーツに利用する場合	床面の3分の1以下を利用する場合	900円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を利用する場合	1,300円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を利用する場合	1,700円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	床面の3分の1以下を利用する場合	1,800円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を利用する場合	2,600円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を利用する場合	3,400円
放送室・記録室 (アリーナ全面との併用に限る。)		アマチュアスポーツに利用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,000円	
選手控室又はミーティング兼役員室 (アリーナとの併用に限る。)		アマチュアスポーツに利用する場合	300円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	600円	
会議室		アマチュアスポーツに利用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,000円	
研修室		アマチュアスポーツに利用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,000円	
多目的室		アマチュアスポーツに利用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,000円	
冷暖房設備	アリーナ		3,000円	
	放送室・記録室、選手控室、ミーティング兼役員室、会議室、研修室、多目的室	アマチュアスポーツに利用する場合	100円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	200円	

利用区分		1回当たりの使用料
トレーニング室	町内在住、在勤、在学の場合	200円
	上記以外	300円
全室利用(アリーナ全面、放送室・記録室、選手控室、ミーティング兼役員室、会議室、研修室、多目的室)	アマチュアスポーツに利用する場合	50,000円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	100,000円

(備考)

- 1 利用時間1時間とは、1時間未満の場合も1時間とする。
また、利用時間には実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 町外居住者が利用する場合の使用料は、この表に規定する利用区分に係る使用料の50%増とする。
- 3 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、その徴収する額が1,500円以上の場合は規定する利用区分に係る使用料の200%の額を1,500円未満の場合は100%の額をそれぞれ加算する。
- 4 利用者が営利、宣伝又はこれらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する利用区分「アマチュアスポーツ以外に利用する場合」を基本料金とし、この使用料に150%の額を加算する。
- 5 備考第2項から前項までの規定による加算は、それぞれ重複して適用する。ただし、冷暖房設備の利用に係る使用料の加算については、備考第2項のみを適用する。